

物品の買入れの追認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年4月国立市条例第9号)第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに物品の買入れを行っていたため、当該買入れの追認について、提案するものである。

物品の買入れの追認について

令和2年度に行った下記の物品の買入れについて、追認を求める。

記

- 1 買入れの目的 市立小学校における学習指導の用に供するため
- 2 買入れの方法 特命随意契約
- 3 契約の内容
 - (1) 契約金額 25,528,601円
 - (2) 納入場所 国立市立小学校及び小学校適応指導教室、学校支援セ

ンター並びに国立市教育委員会教育指導支援課

(3) 買入概要

市立小学校教師用教科書及び指導書 3, 272 冊の買入れ

(4) 納入期限 令和 2 年 4 月 6 日

(5) 契約の相手方 東京都立川市柴崎町三丁目 1 3 番 1 2 号

進栄堂

木村 豊子